

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月17日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 276-0022

住 所 千葉県八千代市上高野1807-4

法人名 タカラスタンダード株式会社 関東
工場 工場長

代表者 肥塚 弘一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-482-7171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	タカラスタンダード株式会社 関東第二工場
事業場の所在地	千葉県八千代市上高野1979-3
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 化学工業
②事業の規模	前年度製品出荷額：85.1億円
③従業員数	330人(正社員176人、常勤関係職員154人)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙(管理体制)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排出量	2624 t	99.3 t
	(これまでに実施した取組) 「廃プラスチック」 安定型廃棄物の中に、人工大理石の端材、粉等が多く入っており、広域認定取得の日本人工大理石リサイクル協会に委託し、廃プラスチックとしてリサイクル活用している。 各種類の廃棄物混合品に関しては、リサイクル可能な物の分別を実施してい		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排出量	2600 t	95 t
	(今後実施する予定の取組) 「廃プラスチック」 人工大理石(廃プラスチック)を広域認定制度のリサイクル使用の増加を行う予定。人工大理石の廃材を再加工し、小物品、生活用品(麵打ち台等)への販売により、廃材減を進めている。また、リサイクル可能な樹脂及び金属を区分し、産廃量を減らす。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別はしているがまだ分別の余地がある。(リサイクル可能品)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 周知徹底して分別を行う。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全処理委託量	2624 t	99.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1570.1 t	83.3 t
	再生利用業者への処理委託量	1085.2 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) リサイクルできる業者（広域認定）への処理を増加し、安定型混合廃棄物を減少させている。 分別も、周知徹底をしているがまだ余地あり。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全処理委託量	2600 t	95 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1500 t	80 t
	再生利用業者への処理委託量	1080 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>安定型、管理型とも分別をしっかりしているが、より分別を厳しく行いリサイクル量の増加を行っていく。</p>			
※事務処理欄			

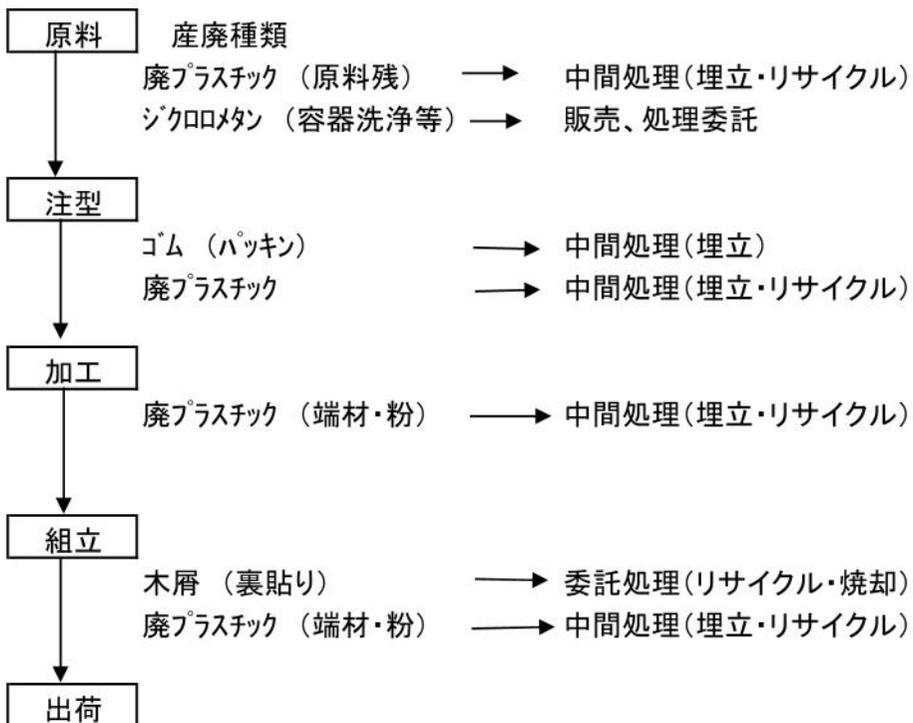
(第6面)

備考

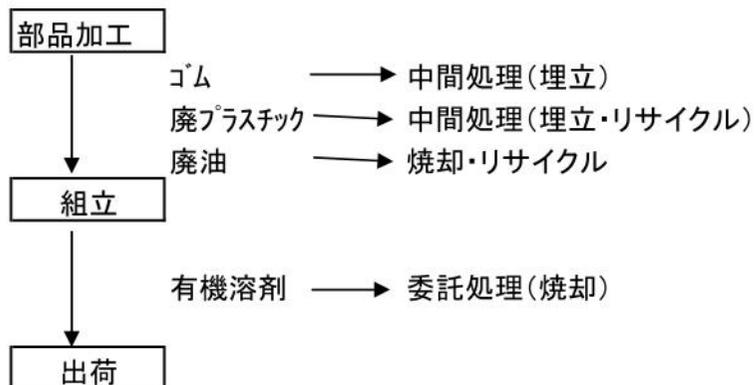
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙① 産業廃棄物一連の処理工程

人工大理石
天板・洗面製造工程



住宅設備製造
水栓部品



* その他

木くず
金属くず

物品入庫時の木パレットの処置 → 委託処理(リサイクル・焼却)
 (有価品) 各種の機械、金属片に金属以外の物が、付いており、管理票で排出

